

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事及び東京都水道局長

証拠説明書

平成17年10月5日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本



被告ら指定代理人

中村次



同

平野善彦



同

貫井彩



同

石澤泰彦



同

前田康行




同

吉野正禎



被告東京都知事指定代理人

森田雅文 

同

細谷昌 


同

井上学 


同

後藤謙 

同

熊本敬治 

同

佐藤方美 


同

大和田隆夫 

同

大坪安則 

同

舛原邦 

同

向山公 

被告東京都水道局長指定代理人

黒沼 


同

奈良岡裕司 

同

藤代将彦 

同

佐々木宏 

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	
乙74	国土交通省政策評価基本計画	写し	H15.4	国土交通省	<p>① 平成14年3月22日、国土交通大臣が、行政機関が行う政策の評価に関する法律6条に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、平成15年3月27日、これを改定したこと。</p> <p>② 国土交通省政策評価基本計画の概要</p>
乙75	平成15年度国土交通省事後評価実施計画(ハッ場ダム関連部分抜粋)	写し	H15.3.27	国土交通省	<p>① 平成15年3月27日、国土交通大臣が、行政機関が行う政策の評価に関する法律7条に基づき、平成15年度国土交通省事後評価実施計画を策定したこと。</p> <p>② 平成15年度国土交通省事後評価実施計画において、ハッ場ダム建設事業が平成15年度中に再評価を実施する公共事業の一つに位置づけられたこと。</p>
乙76	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領	写し	H15.4.1	国土交通省	<p>① 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領により、ハッ場ダム建設事業の再評価は国土交通省関東地方整備局が実施すると定められていること。</p> <p>② 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の概要</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	
乙77	関東地方整備局事業評価監視委員会(平成15年度第4回)の開催結果について	写し	H15.11.21	国土交通省 関東地方整備局企画部	平成15年11月20日、関東地方整備局に設置された関東地方整備局事業評価監視委員会において、ハッ場ダム建設事業の再評価に係る審議がなされ、現計画である第2回変更計画案に基づき、事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果(費用対効果分析の原則実施)及び事業の進捗状況を踏まえた事業の必要性、事業の進捗の見込み、新工法の採用等によるコスト縮減や代替案立案等の可能性の諸観点から検討を行った結果、ハッ場ダム建設事業に事業の必要性、計画の妥当性等が認められたことから、同委員会は事業の継続を了承し、同月21日、これを公表したこと。
乙78	関東地方整備局事業評価監視委員会(平成15年度第4回)議事概要	写し	H15.11.20	国土交通省 関東地方整備局	同上
乙79	個別公共事業の評価書ー平成15年度ー(ハッ場ダム関連部分抜粋)	写し	H15.3.29	国土交通省	平成16年3月29日、国土交通省が、行政機関が行う政策の評価に関する法律10条に基づき、ハッ場建設事業を継続する旨の平成15年度評価書を作成したこと。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙80	逐条解説 河川法解説 (抜粋)	写し	H6. 9. 20	河川法研究会	河川法63条2項に基づく、国土交通大臣の都府県知事に対する意見照会は、負担すべき金額及び納期限について意見を求めるものであって、国土交通大臣が行う河川の管理により、当該都府県が著しく利益を受けるか否かについて意見を求めるものではないこと。
乙81	東京の低地河川事業 (抜粋)	写し	H16. 4	東京都建設局 河川部	都区部のうち、東部区域には海拔0メートル以下の低地がひろがり、特に足立区、葛飾区及び江戸川区の大部分が東京湾満潮時の水面より低い地域であって、荒川及び江戸川を初めその他の中小河川も天井川化しており、水害の危険度が著しく高い地域であること。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙 8 2	ハッ場ダム 建設事業のご 案内	原本	H17.3	国土交通省 関東地方整備 局ハッ場ダム 工事事務所	<p>① (5頁)</p> <p>仮に、現在、カスリーン台風並みの台風襲われ、利根川が当時と同じ箇所が決壊した場合、その被害は氾濫面積約500平方キロメートル、浸水区域内人口約200万人、被害総額約33兆円と予測されていること。</p> <p>② (6～7頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川上流域は、大きく奥利根流域、吾妻川流域及び烏・神流川流域の3流域に区分されるが、洪水調整機能をもつダムは奥利根流域には6ダム、烏・神流川流域には1ダムあるが、利根川上流域の全流域面積の約4分の1を占める吾妻川流域には、ハッ場ダム以外のダムはないこと。</li> <li>・ハッ場ダムの洪水調整容量が、利根川の既設ダムの中で最大であり、利根川水系上流の既設6ダムの洪水調整容量全体の約6割に相当すること。</li> <li>・吾妻川流域に過去に多くの降雨が発生していること。</li> </ul>
乙 8 3	既往の主な渇水	写し	H17.9.21	国土交通省	毎年のように全国各地で深刻な水不足が生じていること。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙 8 4	平成16年度 水道水源開発 施設整備事業 の再評価	写し	H17.4	東京都水道局	<p>① (3頁) 都水道局は、平成15年12月、近年の水の需要動向の変化を踏まえ、平成12年12月に策定された「東京構想2000」で示された将来の人口、経済成長率等の基礎指標に基づき将来の水道需要量の見直しを行った結果、平成25年度における一日最大配水量は600万立方メートル程度になると予測したこと。</p> <p>② (3～4頁) 現在、都が保有する水源量は日量約623万立方メートルであるが、水源施設が完成しているなど、取水の安定性が高い水源から得られる水量は日量529万立方メートルに過ぎず、その余は、河床の低下などにより取水の安定性に問題がある課題を抱える水源(日量82万立方メートル)及び湯水時など、河川の流況が悪化した際には、他に先駆けて取水制限を受けることとなる不安定水源(日量12万立方メートル)であること。</p> <p>③ (4～5頁) 現在の都の保有水源は、課題を抱える水源及び不安定水源を算入したとしても、合計</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
					<p>で日量623万立方メートルであり、これに八ッ場ダムにより得られる見込みの水源量の日量42.8万立方メートル、建設中の他の水源施設により得られる見込みの水源量の日量14.1万立方メートルを単純に加えると、日量680万立方メートル（計画時点における供給可能量）となること。</p> <p>④（9頁） 都においては、過去10年間（平成6年度から平成15年度まで）で、夏冬合わせて5回（平成6年度1回67日、平成7年度1回76日間、平成8年度2回97日間、平成13年度1回18日間）、濁水による利根川水系の取水制限がなされていること。</p>
乙85	利根川の水資源と水利用 (抜粋)	写し	H17.9.26	国土交通省 関東地方整備局	<p>① 利根川流域では昭和47年から平成16年までの33年間で13回の取水制限が行われていること。</p> <p>② 全国的な水資源開発の整備水準は利水安全度1/10であるが、利根川・荒川水系については、首都圏の逼迫した水需要の増大に応えるため、計画上、利水安全度は全国水準よりも低水準である利水安全度1/5により</p>



号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
					<p>水源開発が進められてきていること。</p> <p>② 利根川水系における現況の利水安全度が、1/2から1/3であること。</p>
乙86	首都圏を取り巻く水事情	原本	H15.8	国土交通省 関東地方整備局河川部	利根川水系では、近年20年の降雨の状況では、ダムが安定的に供給できる水量が当初計画していた水盤よりもおおよそ2割目減りしてきていると評価されていること。
乙87の1	水道施設整備事業の評価の実施について	写し	H16.7.12	厚生労働省健康局長	<p>① 厚生労働大臣による水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けている地方公共団体は、厚生労働省が定めた「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき、社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況等を踏まえたコスト縮減、代替案立案等の可能性の検討等により、原則として5年経過ごとに当該水道施設整備事業の再評価を行い、必要に応じて事業の見直しをすることとされること。</p> <p>② 水道施設整備事業の評価実施要領の概要</p>
乙87の2	環境衛生施設整備事業の再評価の実施について	写し	H11.3.9	厚生省生活衛生局水道環境部長	同上